(趣旨)

第1条 この告示は、互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進めるという松伏町 人権施策推進指針の理念に基づき、性的指向又は性自認に係る性的少数者の自由な意 思を尊重するためのパートナーシップ・ファミリーシップの届出に関して必要な事項 を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) パートナーシップ 次のいずれにも該当し、互いを人生のパートナーとすること を約する2人の関係をいう。

ア 双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的少数者であること。

イ 相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約していること。

(2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある2人が、双方又は一方と生計を一にする未成年の子(実子又は養子をいう。以下同じ。)と、家族として協力し合う関係をいう。

(届出の要件)

- 第3条 届出をすることができる者は、パートナーシップ又はファミリーシップを形成し、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
 - (2) 住所等について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が町内に住所を有していること。

イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から3月以内に町内への 転入を予定していること。

ウ 双方が届出の日から3月以内に町内への転入を予定していること。

- (3) 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)及び現にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 届出をしようとする者同士が民法第734条又は第735条の規定により婚姻を することができないとされている者同士でないこと。ただし、届出をしようとする 者同士が養子縁組をしている場合は、この限りでない。

(届出書類)

- 第4条 パートナーシップの届出をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(様式第1号。以下「届出書」という。) にパートナーシップの関係にある者の双方が自ら記入し、町長に提出しなればならない。
- 2 ファミリーシップの届出をしようとする者は、届出書にパートナーシップの関係に ある者の双方が自ら記入するとともに、双方又は一方の未成年の子を記入して、町長 に提出しなればならない。
- 3 届出をしようとする者の双方又は一方が自ら記入することができないときは、代筆 させることができる。
- 4 第1項又は第2項の届出をしようとする場合において、町長が特別な理由があると 認めるときは、戸籍上の氏名に通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用して いるものをいう。)を併記することができる。

- 5 届出書には、次に掲げる書類(届出をする日前3月以内に発行されたものに限る。) を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し(町内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類)
- (2) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類
- (3) ファミリーシップの届出をしようとする場合にあっては、パートナーシップの関係にある者の双方又は一方の未成年の子であることが確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 6 町長は、届出書を提出した者が本人であることを確認するため、個人番号カード、 運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、 本人の顔写真が貼付されたものその他町長が適当と認める書類の提示を求めるものと する。
- 7 町長は、届出書を提出した者がパートナーシップの関係にある者の一方のみであったときは当該パートナーシップの関係にある者の他の一方に対し、郵送による届出書の提出があったときはパートナーシップの関係にある者の双方に対し、届出書を受理した後遅滞なく、当該届出書を受理したことを通知するものとする。

(証明書等の交付)

- 第5条 町長は、届出書の提出があった場合において、届出をした者の双方が第3条第1号、第2号ア、第3号及び第4号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、これを受理し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書(様式第2号。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード(様式第3号。以下「証明カード」という。)を当該届出をした者の双方に交付するものとする。
- 2 町長は、届出書の提出があった場合において、届出をした者の双方又は一方が第3 条第2号イ又はウに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付 票(様式第4号。以下「受付票」という。)を交付するものとする。
- 3 町長は、受付票の交付を受けた者の双方(以下「被受付者」という。)が第3条第2号アに該当することとなり、かつ、第7条の規定による届出があったときは、証明書及び証明カード(以下「証明書等」という。)を被受付者に交付するものとする。ただし、町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(証明書等の再交付)

- 第6条 前条の規定により証明書等の交付を受けた者(以下「届出者」という。)は、 紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書(様式第5号。以下「再交付申請書」 という。)を町長に提出するものとする。
- 2 町長は、再交付申請書の提出があったときは、届出書の保存期間が満了する日までの間に限り、証明書等を再交付するものとする。

(届出事項の変更)

第7条 届出者は、届出書に記載した事項に変更があったとき(次条各号に掲げる場合を除く。)は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届(様式第6号) に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に届け出なければならない。

(証明書等の返環)

第8条 届出者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシ

- ップ届出受理証明書等返還届(様式第7号)に、証明書等を添えて、町長に返還しなければならない。
- (1) 届出者の双方の意思によりパートナーシップ又はファミリーシップが解消されたとき。
- (2) 届出者の一方が死亡したとき。
- (3) 届出者の双方又は一方が町外に転出したとき。
- (4) 第3条第3号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(証明書等の無効)

- 第9条 町長は、届出者が虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、当該届出者の証明書等を無効とする。
- 2 町長は、前項の規定により証明書等を無効としたときは、届出者に当該証明書等の返還を求めるものとする。

(他の市区町村との連携)

- 第10条 町長は、届出者がパートナーシップ又はファミリーシップに係る制度の連携 に関する協定を締結している他の市区町村(以下この条において「協定市区町村」という。)に転出するときは、転出した後も引き続きパートナーシップ又はファミリーシップの届出(協定市区町村における同種の制度に基づく届出等を含む。)をした者とみなすことができるよう協定市区町村と連携を図るものとする。
- 2 協定市区町村から本町に転入した者であって、協定市区町村においてパートナーシップ又はファミリーシップの届出(協定市区町村における同種の制度に基づく届出等を含む。)の継続の手続をしたものは、本町においてパートナーシップ又はファミリーシップの届出をした者とみなすことができる。

(周知及び啓発)

第11条 町長は、パートナーシップ及びファミリーシップの届出の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、町民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が 別に定める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。